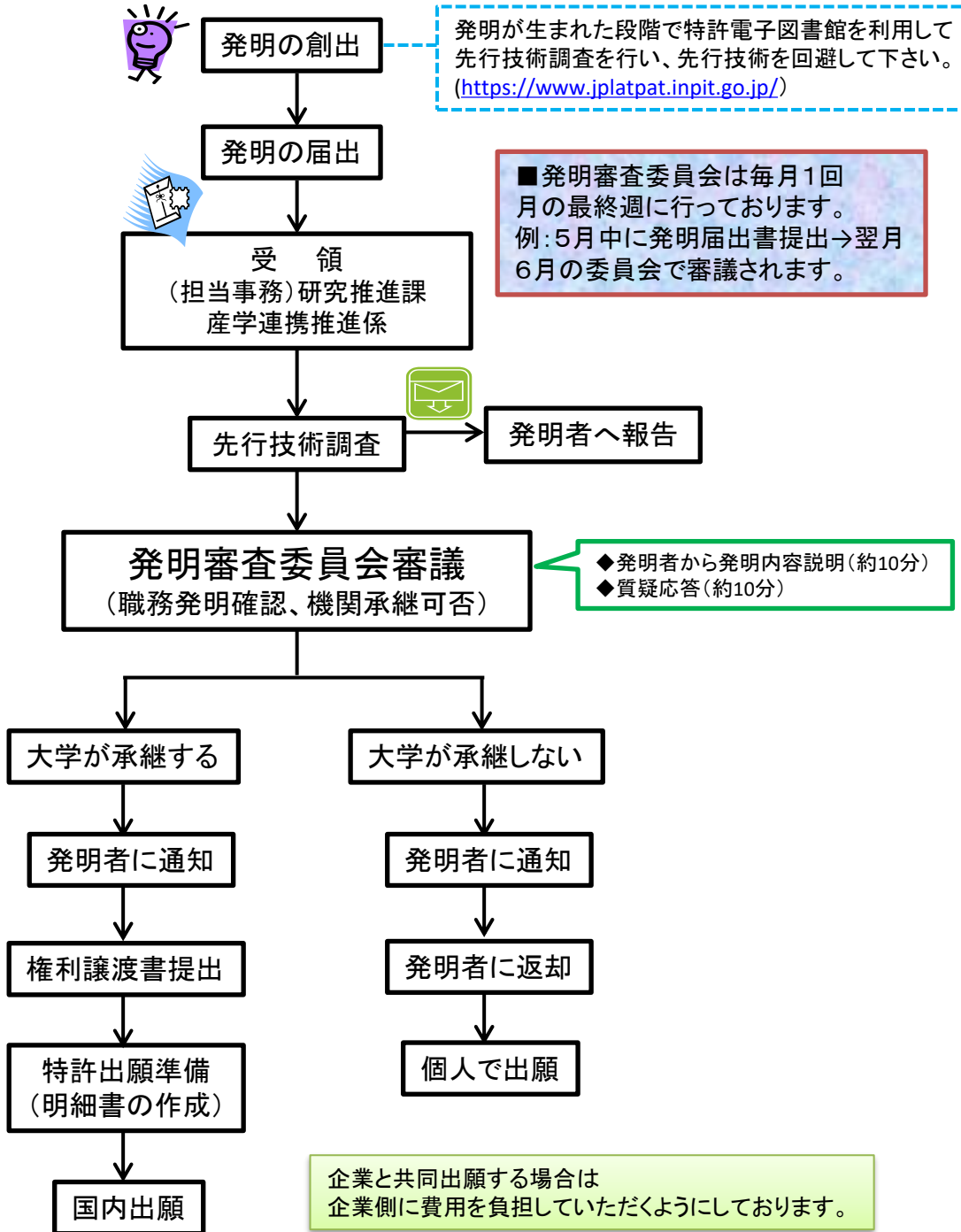


知的財産の創出から出願までの流れ

⚠ 学会等で発表される前に発明届出書の提出をお願い致します ⚠



発明に関するご相談も随時受け付けております。
弁理士が対応致しますので是非ご活用下さい。
申込は研究推進課 産学連携推進係(内線8031)まで